

非稼働病棟を有する医療機関への対応方針について

1 意見照会の内容

非稼働病棟を有する医療機関に対する対応方針等に関する意見

2 対応方針等を検討する医療機関

対応方針等を検討する医療機関は、非稼働病棟を有する医療機関のうち、「病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。）を有する医療機関」

3 意見照会期間

平成30年5月11日から平成30年5月31日まで

4 意見照会対象者

東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会構成員

5 意見照会方法

調査票（紙）

6 調査結果

(1) 地域医療構想推進委員会における対応について

ア 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への、地域医療構想推進委員会における対応

非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。	10名
地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。	13名
その他	1名
()	名

- イ 非稼働病棟を有する医療機関に地域医療構想推進委員会への出席を求めた場合において、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明以外に説明を求めたほうが良い事項

①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明で十分である。	19名
上記以外に次の事項の説明を求めたほうが良い。	4名
()	名
その他	名
()	名

(2) その他、非稼働病棟を有する医療機関に対する対応についての意見

○地域医療構想全体への意見
各自治体の意見聴取を行う必要がある。

【理由】

- ・医療圏の住民に対する医療・介護サービスの拡充を責務としつつ、地域医療構想の策定に参与する行政機関の大局的なビジョンを示すことが必要である。
- ・地域医療構想の具体化による、医師の適正化（削減）、臨床研修病院の返上、時間外診療の縮小等により、救急搬送の広域化や休日夜間診療体制の見直しなど、各自治体の医療構想に多大な影響を及ぼす。

7 対応方針（案）

1 非稼働病棟を有する医療機関に対する対応

①非稼働病棟を有する医療機関から、事前に、書面により今後の見通し等を提出していただく。

②地域医療構想推進委員会に該当医療機関から提出された今後の見通し等について、資料としてお示しし、協議を行う。（H30 第2回委員会）

③説明が不十分であった医療機関に関しては、次回の推進委員会に出席していただき、説明を求める。（H31 第1回委員会）

2 その他

地域医療構想の具体化による、医師の適正化（削減）、臨床研修病院の返上、時間外診療の縮小等により、救急搬送の広域化や休日夜間診療体制の見直しなど、各自治体の医療構想に多大な影響を及ぼすことも考えられることから、各自治体の意見聴取を行う。

非稼働病棟に関する当該医療機関の現況及び意向調査

医療機関名 _____

所在地 _____

1 貴院の現況

(1)平成29年7月1日現在の病床機能

病床数(床)				
高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等

(2) 病床利用率

病床利用率(全体)(%)				病床利用率(一般)(%)				病床利用率(療養)(%)			
H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29

※各年毎年1月1日から12月31日までの平均

2 貴院の非稼働病棟の現況について

(1)非稼働病床数 (院内全体)

_____ 床 (一般 _____ 床、療養 _____ 床)

(2)非稼働病棟の内訳

病棟名	病棟の病床数	非稼働になっている病床数	非稼働になった時期

(3) 当該病棟が非稼働になっている理由

(4) 今後の貴院の非稼働病棟に関する意向

ア 対応

①稼働（その時期： ）

②廃止（その時期： ）

③未定

イ 上記①または②または③の理由

(5) 今後、貴院が地域で担うべき役割をどのように考えてますか。